

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月3日

【会社名】 木徳神糧株式会社

【英訳名】 KITOKU SHINRYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平山 惇

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目2番22号
(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田小川町二丁目8番地

【電話番号】 03(3233)5121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理部門統括 稲垣 英樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 216,300,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、1,000株であります。

- (注) 1. 平成30年4月3日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 当社は、平成30年3月29日開催の第70期定時株主総会において、株式併合(普通株式5株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)に関する定款の一部変更を決議しており、平成30年7月1日を効力発生日として、かかる株式併合及び単元株式数の変更を実施することとしております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	300,000株	216,300,000	
一般募集			
計(総発行株式)	300,000株	216,300,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
721		1,000株	平成30年4月19日		平成30年4月19日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
木徳神糧株式会社 財務室	東京都千代田区神田小川町二丁目8番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 銀座通支店	東京都中央区銀座八丁目9番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
216,300,000	2,500,000	213,800,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用です。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先である全国農業協同組合連合会との関係強化を直接の目的としております。

本自己株式処分により調達する差引手取概算額については、平成30年4月30日までの諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	213	平成30年4月

(注) 具体的な支出実行時期が到来するまでは、当社銀行口座にて管理する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	全国農業協同組合連合会
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
代表者の役職及び氏名	経営管理委員会会長 長澤 豊 代表理事理事長 神出 元一
出資金	115,252百万円
事業の内容	農業生産資材の供給、農畜産物の販売
主たる出資者及びその出資比率	10%以上出資している出資者はありません。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		うるち米、もち米等の仕入取引があり、また、平成29年10月に業務提携契約を締結しております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成30年1月に創業136周年を迎えました。この間、一貫してコメビジネスを軸に世界中の消費者にコメとコメ関連食品の素晴らしさを発信し、健康で楽しいライフスタイルの実現をサポートすることを経営理念として掲げ、邁進してまいりました。

現在、国産米を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化の進行により、主食である米の消費が減少しているなか、中食や外食の需要の拡大、食品の安全・安心に対する要求の高まり等、ライフスタイルや食生活の多様化が進んでおります。また、平成30年産米からの生産調整の見直しや需給におけるミスマッチの発生等、国産米に係る農業政策も大きな転換期を迎えております。そこで当社は、中長期の成長戦略として「国内における生産者に近づく体制作り」と「海外における日本米市場の創造と開拓」を掲げ、その一環として、水田営農の持続的発展と国産米の需要拡大及び輸出強化、ならびにごはん食を通じた食生活の維持・向上の実現に取り組んでまいりました。

このように環境が変化するなか、今回の割当予定先である全国農業協同組合連合会(以下「全農」といいます。)は、農業協同組合法に基づき、農業生産に必要な資材を共同で購入し、農畜産物を共同で販売する活動を通じて国民への食料供給という役割を果たすことを掲げておりますが、平成28年11月に政府が改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月決定)に対応すべく、これまでの米卸業者への玄米販売中心の事業から、実需者への直接販売を主体とした事業方式への転換を図ってきております。その一環として、実需者のニーズに応じ、実需者への安定した販路を構築している米卸業者等との資本・業務提携を推進しており、昨年、当社に対しまして、全農より業務提携の要請がございました。

当社としましても、かかる業務提携を通じ、これまで以上に当社と全農のそれぞれの長所を総合的に活用することで、業態別の実需者のニーズを的確に汲み取りながら、JA(農協)・生産者に対する作付提案を積極的に推進し、また、多様な契約手法による生産者と実需者双方のニーズに応える体制作り等をより効果的に実行できると考え、米穀の生産と流通において全農との協力関係を深めることは、当社の米穀事業における仕入政策を含む経営戦略の実現に向けて大きなメリットがあると判断したため、全農の要請を受け入れ、平成29年10月に業務提携を行うことにいたしました。

かかる業務提携開始を契機とし、当社と全農は、現在、仕入・販売・製造・物流・商品開発等の分野別に協力体制を構築するための具体的な内容について、継続的に協議を行っております。そして、上記のとおり、全農は実需者への安定した販路を構築している米卸業者等との資本・業務提携を推進しているところ、全農より当社に対しても資本提携の提案があり、これを受けた当社としましても、単なる業務提携関係を超えて全農が当社株式を一定数量保有し、全農が当社の企業価値の向上、その結果としての株価の上昇によるメリットを直接享受できる資本提携関係を構築することで、当社の企業価値の向上に対する全農のより積極的なコミットメントが期待できると判断いたしました。

このため、当社は、全農との一層の関係強化を通じ、現在全農との間で行っている分野別の協力体制をより当社にとって有利な形で構築することを目的として、全農を割当予定先とする本自己株式処分を行うことにいたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 300,000株

e 株式等の保有方針

当社は、全農より、当社普通株式の保有方針について、安定株主として中長期的に継続して保有する意向であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、全農から本自己株式処分の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込に要する資金等の状況

当社は、割当予定先である全農の直近事業年度(平成29年3月期)の財務諸表より事業総利益、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認しております。この結果、当社は、割当予定先である全農において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていると判断しております。なお、割当予定先である全農は、当該財務諸表を含む業務報告書について、全国農業組合中央会の監査を受けております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である全農より、全農が「反社会的勢力への対応基本方針」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を定めて、反社会的勢力に対して組織全体としての対応を図っていること、反社会的勢力と一切の関係を遮断していること等を、全農から当該資料を入手して確認することにより、全農及び全農の役員が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当しない及び特定団体等と一切関係がないと判断しております。

なお、当社は割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である平成30年4月2日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である721円といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準としたのは、取締役会決議日直近の市場株価であり、算定根拠として客観性が高く、かつ、合理的であると判断したためです。なお、処分価額721円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成30年3月5日から平成30年4月2日まで)の終値平均値717円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様)との乖離率0.56%、同3ヶ月間(平成30年1月4日から平成30年4月2日まで)の終値平均値735円との乖離率-1.90%、同6ヶ月間(平成29年10月3日から平成30年4月2日まで)の終値平均値729円との乖離率-1.10%となります。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとは言えず、合理的なものとして判断しており、当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数は、300,000株(議決権数300個)であり、平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数8,530,000株に対して3.51%(平成29年12月31日現在の議決権総数7,910個に対する割合3.79%)に相当し、既存株主の保有する株式について一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は、当社と全農との連携を強化することを目的としており、当該連携の強化は、当社の企業価値の向上に資すると考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
木村 良	東京都世田谷区	359	4.54%	359	4.37%
木村 謙三	東京都大田区	335	4.24%	335	4.08%
濱田精麦株式会社	神奈川県伊勢原市桜台 1丁目9番20号	302	3.82%	302	3.68%
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町 1丁目3番1号			300	3.65%
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2丁目7番1号	300	3.79%	300	3.65%
大和産業株式会社	愛知県名古屋市区西新道 1丁目14番4号	250	3.16%	250	3.05%
株式会社神明	兵庫県神戸市中央区栄町通 6丁目1番21号	247	3.12%	247	3.01%
水野 正夫	神奈川県横浜市神奈川区	228	2.88%	228	2.78%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目1番2号	186	2.35%	186	2.27%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 1丁目13番2号	186	2.35%	186	2.27%
計		2,393	30.25%	2,693	32.80%

- (注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成29年12月31日現在の株主名簿を基準に記載しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年12月31日現在の総議決権数7,910個に本自己株式処分により増加する議決権数300個を加えた数(8,210個)で除して算出しております。
5. 上記のほか、当社所有の自己株式566,149株(平成30年3月31日現在)は、本自己株式処分後266,149株になります。
6. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に社名変更を行っております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第70期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年4月3日)現在までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年4月3日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の第70期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(平成30年4月3日)現在までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額39,822,690円

ロ 効力発生日

平成30年3月30日

第2号議案 株式併合の件

イ 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合するものであります。

ロ 株式併合の効力発生日

平成30年7月1日

ハ 効力発生日における発行可能株式総数

6,000,000株

ニ その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件とし、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会に一任するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

イ 目的（現行定款第2条）

今後の事業内容の多角化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

ロ 公告方法（現行定款第4条）

利便性の向上及び公告手続きの合理化のため、当社公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

ハ 発行可能株式総数、単元株式数（現行定款第5条、第7条）

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、本変更については、第2号議案における株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものであります。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、木村 良、平山 惇、三澤正博、鎌田慶彦、稲垣英樹、石田俊幸、竹内伸夫、岩苔永人、秋岡栄子を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として福田眞也を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として尾崎達夫を選任するものであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される天川誠に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	4,941	29	0	(注)1	可決 91.75
第2号議案 株式併合の件	4,953	17	0	(注)2	可決 91.97
第3号議案 定款一部変更の件	4,956	14	0	(注)2	可決 92.03
第4号議案 取締役9名選任の件					
木村 良	4,954	16	0	(注)3	可決 91.99
平山 惇	4,954	16	0		可決 91.99
三澤正博	4,958	12	0		可決 92.07
鎌田慶彦	4,958	12	0		可決 92.07
稲垣英樹	4,958	12	0		可決 92.07
石田俊幸	4,958	12	0		可決 92.07
竹内伸夫	4,958	12	0		可決 92.07
岩苔永人	4,958	12	0		可決 92.07
秋岡栄子	4,950	20	0		可決 91.92
第5号議案 監査役1名選任の件	4,954	16	0	(注)3	可決 91.99
第6号議案 補欠監査役1名選任 の件	4,960	10	0	(注)3	可決 92.10
第7号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	4,939	31	0	(注)1	可決 91.71

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成比率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席株主の全ての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第70期)	自 平成29年 1月 1 日 至 平成29年12月31日	平成30年 3月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	---------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月15日

木徳神糧株式会社
取締役会 御中

SK東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	江	部	安	弘	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	圭	寿	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている木徳神糧株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木徳神糧株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、木徳神糧株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、木徳神糧株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月15日

木徳神糧株式会社
取締役会 御中

SK東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 部 安 弘 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 圭 寿 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている木徳神糧株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木徳神糧株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。